

石狩湾新港港湾脱炭素化推進協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第 50 条の 3 第 1 項の規定に基づき、石狩湾新港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 協議会は、石狩湾新港において、法第 50 条の 2 に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効率的な利用の促進を図る石狩湾新港港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し、必要な協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第 3 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）石狩湾新港港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること。
- （2）石狩湾新港港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること。
- （3）石狩湾新港港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること。
- （4）その他目的達成に必要な事項。

（組織）

第 4 条 協議会は、法第 50 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は事務局が推薦し、協議会の構成員の承認により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき又は欠けたときは、事務局が推薦し協議会の構成員の承認により定める者がその職務を代行する。
- 6 協議会が必要と認めた場合、構成員等を追加できるとともに、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。
- 7 構成員等は、やむを得ない理由により退会の必要が生じたときは、協議会の構成員の承認を得て退会することができる。

（会議）

第 5 条 協議会は、必要に応じ事務局が招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第 50 条の 3 第 3 項の規定に基づき、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第 50 条の 3 第 4 項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。やむを得ない理由により協議に応じられないときは、あらかじめその旨を事務局に報告するものとする。

- 4 協議会は、構成員の総数の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 6 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 7 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、法第 50 条の 3 第 6 項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

第 6 条 協議会は、第 5 条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

- 第 7 条 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。
- 2 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議の上、事務局が行う。
 - 3 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第 8 条 構成員等及び第 4 条 6 項の規定に基づき出席を求められた者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務局は、石狩湾新港管理組合に置く。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。